

参 考 資 料

目 次

1	職員給与関係資料	
第 1 表	給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	68
第 2 表	給料表別、学歴別、性別人員構成比	68
第 3 表	給料表別平均給与月額	69
第 4 表	民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等	69
第 5 表	職員の扶養手当支給状況	70
第 6 表	職員の住居手当支給状況	70
第 7 表	職員の給料の特別調整額（管理職手当）支給状況	70
第 8 表	再任用職員の勤務区分別、給料表別、級別人員	71
第 9 表	任期付職員の給料表別人員	71
2	民間給与関係資料	
第 10 表	産業別、企業規模別調査完了事業所数	74
第 11 表	民間における定期昇給の実施状況	74
第 12 表	民間における家族手当の支給状況	75
第 13 表	民間における在宅勤務関連手当の支給状況	75
第 14 表	民間における冬季賞与の配分状況	75
第 15 表	民間における特別給（賞与）の支給状況	76
第 16 表	職種別、学歴別、企業規模別初任給月額	77
第 17 表	企業規模別、職種別平均給与額等	78
3	給与水準関係資料	
第 18 表	東京都と全国の給与水準比較	84
4	生計費関係資料	
第 19 表	費目別、世帯人員別標準生計費（令和 4 年 4 月）	85
5	労働経済関係資料	
第 20 表	労働経済指標	86
	給与勧告の手順	88

1 職員給与関係資料

第 1 表 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員及び構成比		平均年齢	平均経験年数
	人	%	歳	年
全 給 料 表	151,453	100.0	39.6	17.0
行政職給料表(一)	23,470	15.5	41.1	18.7
行政職給料表(二)	1,147	0.8	48.4	25.1
公安職給料表	61,388	40.5	38.7	17.1
医療職給料表(一)	1,073	0.7	43.9	18.0
医療職給料表(二)	1,934	1.3	39.1	16.8
医療職給料表(三)	5,144	3.4	40.1	15.8
教育職給料表	57,202	37.8	39.6	16.2
指定職給料表	95	0.1	58.1	33.8

(注) 1 再任用職員、任期付職員は含まれていない(以下第7表までについて同じ。)

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第 2 表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	%	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	100.0	76.9	6.2	16.8	0.1	65.8	34.2
行政職給料表(一)	100.0	77.2	6.3	16.5	0.0	58.4	41.6
行政職給料表(二)	100.0	20.1	6.7	68.4	4.9	86.3	13.7
公安職給料表	100.0	62.8	3.6	33.5	0.0	91.1	8.9
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	66.5	33.5
医療職給料表(二)	100.0	73.8	26.2	0.0	-	26.2	73.8
医療職給料表(三)	100.0	28.3	71.4	0.2	-	10.2	89.8
教育職給料表	100.0	97.0	2.6	0.5	-	47.4	52.6
指定職給料表	100.0	96.8	0.0	3.2	0.0	89.5	10.5

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にはならない場合がある。

第 3 表 給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	給 料	給料の 特別調整額 (管理職手当)	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
全 給 料 表	329,980	5,298	7,608	68,235	1,831	2,110	415,062
行政職給料表(一)	319,263	8,399	5,034	65,765	2,043	1,576	402,080
行政職給料表(二)	295,390	-	9,363	58,815	275	2,121	365,964
公安職給料表	321,867	2,976	10,900	67,058	1,269	301	404,371
医療職給料表(一)	433,708	59,053	7,907	100,133	1,034	192,827	794,662
医療職給料表(二)	292,224	2,021	3,235	59,080	2,746	962	360,268
医療職給料表(三)	301,999	994	3,355	61,211	1,403	1,005	369,967
教育職給料表	344,788	6,122	5,633	70,880	2,405	832	430,660
指定職給料表	835,295	-	-	167,059	-	316	1,002,670

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額が含まれる。
 2 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等である。

第 4 表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

区 分 給与種目	令和 4 年 4 月	令和 3 年 4 月
	円	円
給 料	320,738	319,662
給料の特別調整額 (管理職手当)	8,488	8,567
扶 養 手 当	5,087	5,059
地 域 手 当	66,087	65,888
住 居 手 当	2,044	2,117
そ の 他	1,580	1,605
合 計	404,024	402,898

適 用 人 員	23,225 人	23,530 人
平 均 年 齢	41.4 歳	41.1 歳

- (注) 1 行政職給料表(一)適用職員。ただし、新卒採用職員を除く。
 2 給料には、給料の調整額及び切替えに伴う差額が含まれる。
 3 その他は、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等である。

第 5 表 職員の扶養手当支給状況

その 1 区分別支給人員

支給されている職員	支給されていない職員	区分別該当職員数	A 扶養親族たる配偶者 (6,000円支給・3,000円支給)を有する者	B 扶養親族たる子を有する者	C 父母等その他の扶養親族 (6,000円支給・3,000円支給)を有する者
人 62,528	人 88,925		人 31,107	人 54,540	人 1,727

- (注) 1 A「扶養親族たる配偶者」及びC「父母等その他の扶養親族」の手当額3,000円は、行政職給料表(一)4級等の職員に支給する場合
2 AからCまでは重複する場合がありますので、各欄を合計しても「支給されている職員」数とは一致しない。

その 2 平均扶養親族数及び平均額

支給されている職員 1 人当たり平均扶養親族数	2.1 人
支給されている職員 1 人当たり平均額	18,428 円

第 6 表 職員の住居手当支給状況

区 分		人 員
支給されている職員	(1) 世帯主等で年度末年齢35歳未満、借家・借間に居住し、月額15,000円以上の家賃を負担している職員	18,489 人
	(2) 単身赴任手当受給者で留守家族にのみ支給されている職員	0 人
	(3) (1)、(2)ともに支給されている職員	0 人
支給されていない職員		132,964 人

支給されている職員 1 人当たり平均額	15,000 円
---------------------	----------

第 7 表 職員の給料の特別調整額(管理職手当)支給状況

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	総務部長等	本庁部長	担当部長	医療系部長	出先部長	統括課長	本庁課長	担当課長	出先課長	専門課長	担当部長 (別に定める者)	担当課長 (別に定める者)	
支給されている職員	人 62	人 159	人 363	人 173	人 312	人 579	人 3,060	人 659	人 650	人 2,356	人 0	人 0	人 8,373

支給されている職員 1 人当たり平均額	95,827 円
---------------------	----------

第 8 表 再任用職員の勤務区分別、給料表別、級別人員

その 1 フルタイム勤務職員

給料表 \ 級	計	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
行政職 給料表 (一)	898	77	255	386	107	73	-	-	-
行政職 給料表 (二)	149	31	98	20	0	-	-	-	-
公安職 給料表	577	7	30	158	334	44	4	0	0
医療職 給料表 (二)	70	6	42	17	5	-	-	-	-
医療職 給料表 (三)	122	34	69	17	2	-	-	-	-
教育職 給料表	3,276	6	437	1,884	230	166	553	-	-
計	5,092								

その 2 短時間勤務職員

給料表 \ 級	計	1 級	2 級	3 級
行政職 給料表 (一)	103	16	87	-
行政職 給料表 (二)	31	9	22	-
公安職 給料表	31	0	3	28
医療職 給料表 (二)	18	1	17	-
医療職 給料表 (三)	43	18	25	-
教育職 給料表	391	0	77	314
計	617			

第 9 表 任期付職員の給料表別人員

給料表	人員	備考
第一号任期付研究員給料表	0	任期付研究員 (招へい型)
第二号任期付研究員給料表	0	任期付研究員 (若手育成型)
特定任期付職員給料表	40	特定任期付職員
行政職 給料表 (一)	65	一般任期付職員
	294	4条任期付職員
医療職 給料表 (三)	2	一般任期付職員
計	401	

(注) 4条任期付職員とは、東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条の2各項の規定に基づき採用された者をいう。

2 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった東京都人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の職員（公営企業職員を除く。）の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

東京都人事委員会、人事院、特別区人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の都内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類に分類された 10,918 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

- (ア) 農業，林業
- (イ) 漁業
- (ウ) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (エ) 建設業
- (オ) 製造業
- (カ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (キ) 情報通信業
- (ク) 運輸業，郵便業
- (ケ) 卸売業，小売業
- (コ) 金融業，保険業
- (サ) 不動産業，物品賃貸業
- (シ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (ス) 宿泊業，飲食サービス業
- (セ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ソ) 教育，学習支援業
- (タ) 医療，福祉
- (チ) 複合サービス事業
- (ツ) サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

イ 調査対象職種

54 職種（うち初任給関係職種 12 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)のアに記載した調査対象事業所を、産業、規模等によって層化し、これらの層から 1,233 事業所を無作為に抽出選定した。

イ 従業員の抽出

調査事業所において、初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、全て除外した。

ウ 調査実人員

54,777 人（うち初任給関係職種 5,120 人）

第 10 表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規 模 計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	1	0	1	0	0	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	74	13	12	16	24	9
製 造 業	181	39	33	33	61	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	185	16	29	20	91	29
卸 売 業 ， 小 売 業	130	21	14	18	67	10
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	67	31	10	5	17	4
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	150	31	18	27	50	24
計	788	151	117	119	310	91

(注) 1 上記のほか、調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所等が445事業所あった。
 2 産業は、日本標準産業分類の大分類項目である。ただし、「サービス業」については、同大分類項目の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第 11 表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	85.0 %	82.9 %	31.7 %	0.5 %	50.7 %	2.1 %	15.0 %
課 長 級	75.7 %	72.6 %	27.0 %	1.0 %	44.6 %	3.1 %	24.3 %

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 12 表 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	16,158 円
配 偶 者 と 子 1 人	23,991 円
配 偶 者 と 子 2 人	31,229 円

(注) 家族手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,000円（行政職給料表（一）4級等の職員は3,000円）、子については、1人につき9,000円である。

なお、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、1人につき4,000円が加算される。

第 13 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	を支給する	を支給しない	
85.2 %	(32.4 %)	(67.6 %)	14.8 %

(注) () 内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その 2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
16.6 %	83.4 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第 14 表 民間における冬季賞与の配分状況

区 分	一定率(額)分	考課査定分
役職段階 係 員	49.7 %	50.3 %
課 長 級	45.7 %	54.3 %
部長級(非役員)	43.4 %	56.6 %

第 15 表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企業規模		規模計		
		1,000人以上		1,000人未満
項目				
平均所定内給与月額	下半期	394,346 円	416,733 円	371,072 円
	上半期	397,833 円	421,015 円	374,011 円
特別給の支給額	下半期	881,065 円	1,010,427 円	736,424 円
	上半期	921,388 円	1,068,795 円	764,412 円
特別給の支給割合	下半期	2.23 月分	2.42 月分	1.98 月分
	上半期	2.32 月分	2.54 月分	2.04 月分
	年間計	4.55 月分	4.96 月分	4.02 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは令和4年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は4.45月である。

第 16 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給月額

職 種	区 分	学 歴	企 業 規 模			
			規 模 計	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満	100 人未満
新 卒 事 務 員	{	大 学 卒	215,499	216,061	216,740	205,358
		短 大 卒	185,147	186,442	* 183,386	x
		高 校 卒	177,133	* 174,904	178,900	—
新 卒 技 術 者	{	大 学 卒	216,302	222,195	214,818	212,941
		短 大 卒	193,537	* 188,326	* 192,805	* 203,000
		高 校 卒	184,783	183,795	183,316	* 196,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	{	大 学 卒	215,762	217,666	216,130	209,398
		短 大 卒	189,161	187,102	188,297	* 198,625
		高 校 卒	181,949	180,191	181,601	* 196,000
新 卒 研 究 員		大 学 卒	* 234,006	—	* 234,006	—
新 卒 研 究 補 助 員	{	短 大 卒	—	—	—	—
		高 校 卒	x	—	x	—
新 卒 大 学 助 教		大 学 卒	—	—	—	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭		大 学 卒	* 233,825	—	x	x
新 卒 船 員		海 上 技 術 学 校 卒	* 203,923	—	x	* 185,235

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「x」は調査事業所が1事業所、「*」は調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第 17 表 企業規模別、職種別平均給与額等

その1 全 職 種

事務・技術関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.0	796,580	791,278	5,302	構成員50人以上の支店（社）の長
事 務 部 長		52.4	744,522	741,727	2,795	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
事 務 部 次 長		51.2	695,906	690,780	5,126	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長		48.7	619,081	600,382	18,699	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
事 務 課 長 代 理		45.4	577,901	512,042	65,859	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
事 務 係 長		43.8	500,547	444,083	56,464	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任		40.8	420,224	361,745	58,479	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員		35.1	343,765	297,148	46,617	
工 場 長		52.7	711,281	704,955	6,326	構成員50人以上の工場の長
技 術 部 長		53.2	782,135	777,883	4,252	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職
技 術 部 次 長		50.9	705,127	700,217	4,910	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技 術 課 長		47.8	620,084	588,859	31,225	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
技 術 課 長 代 理		45.1	564,042	514,622	49,420	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）
技 術 係 長		44.7	508,615	417,006	91,609	係の長及び係長級専門職
技 術 主 任		42.2	436,596	356,592	80,004	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）
技 術 係 員		33.3	358,571	297,421	61,150	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない（第17表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（第17表において同じ。）。

研究関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
研 究 所 長	歳	円	円	円	構成員50人以上の所の長	
53.6		831,002	831,002	0		
研 究 部 (課) 長	49.0	744,566	739,413	5,153	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
研 究 室 (係) 長	45.3	658,784	654,235	4,549	構成員3人以上の室(係)の長	
主 任 研 究 員	43.0	570,241	543,073	27,168	下記研究員より上位の者	
研 究 員	33.4	446,592	409,078	37,514		
研 究 補 助 員	38.1	323,841	272,489	51,352		

教育関係職種〔規模計〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与		
				時間外手当		
大 学 学 長	歳	円	円	円		
66.1		851,484	851,484	0		
大 学 副 学 長	65.7	879,378	878,167	1,211		
大 学 学 部 長	56.6	776,027	776,027	0		
大 学 教 授	56.4	709,601	695,830	13,771		
大 学 准 教 授	48.7	587,149	571,342	15,807		
大 学 講 師	44.6	469,681	469,681	0		
大 学 助 教	39.4	434,122	432,373	1,749		
高 等 学 校 校 長	60.5	760,450	747,545	12,905		
高 等 学 校 教 頭	55.6	683,773	669,437	14,336		
高 等 学 校 主 幹 教 諭	—	—	—	—		
高 等 学 校 指 導 教 諭	—	—	—	—		
高 等 学 校 教 諭	48.1	536,616	531,015	5,601		

海事関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
船 長 ・ 機 関 長	52.1	835,633	770,300	65,333	
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	41.8	626,434	481,509	144,925	
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	31.6	485,871	396,909	88,962	
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	26.0	457,008	376,221	80,787	
運 航 士	—	—	—	—	
甲 板 長 ・ 操 機 長	52.8	609,200	487,110	122,090	
甲 板 手 ・ 操 機 手	37.8	487,417	407,903	79,514	
甲 板 員 ・ 機 関 員	23.5	331,356	267,224	64,132	

技能・労務関係職種〔規模計〕

職 種	区 分 平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
		きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
電 話 交 換 手	27.0	175,270	174,000	1,270	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	55.2	572,557	358,893	213,664	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守 衛	47.5	408,313	293,719	114,594	
用 務 員	60.4	313,000	310,000	3,000	

その2 公民給与比較の対象職種

事務・技術関係職種〔1,000人以上〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		52.2	836,877	830,056	6,821	構成員50人以上の支店（社）の長（5級）
事 務 部 長		53.1	782,954	781,460	1,494	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
事 務 部 次 長		51.6	748,026	741,223	6,803	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
事 務 課 長		49.1	638,566	617,038	21,528	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
事 務 課 長 代 理		45.6	596,089	528,194	67,895	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		44.6	527,833	473,747	54,086	係の長及び係長級専門職（3級）
事 務 主 任		41.4	441,856	380,819	61,037	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
事 務 係 員		34.7	351,240	303,029	48,211	（1級）
工 場 長		53.7	790,728	782,292	8,436	構成員50人以上の工場の長（5級）
技 術 部 長		53.8	819,700	817,614	2,086	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（5級）
技 術 部 次 長		50.9	721,785	717,262	4,523	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（5級）
技 術 課 長		47.8	632,746	597,005	35,741	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（4級）
技 術 課 長 代 理		45.0	594,853	553,916	40,937	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		44.8	546,550	437,291	109,259	係の長及び係長級専門職（3級）
技 術 主 任		43.1	461,982	373,337	88,645	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（2級、一部は3級）
技 術 係 員		33.6	372,359	305,308	67,051	（1級）

（注）「備考」欄の（ ）内は、行政職給料表（一）の対応級である（第17表その2において同じ。）。

事務・技術関係職種〔100人以上1,000人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		51.5	656,007	656,007	0	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.2	685,631	681,081	4,550	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		50.3	573,785	572,793	992	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		47.5	572,164	561,863	10,301	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		44.6	537,297	475,025	62,272	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		42.2	454,711	391,889	62,822	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		39.3	394,534	337,269	57,265	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		35.6	335,792	290,601	45,191	（1級）
工 場 長		49.6	473,039	473,039	0	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		51.5	684,646	674,253	10,393	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		51.3	601,436	598,149	3,287	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		47.6	582,045	566,837	15,208	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		45.3	476,469	400,354	76,115	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		43.9	436,346	375,942	60,404	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		40.0	391,861	327,356	64,505	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		32.7	342,516	288,359	54,157	（1級）

事務・技術関係職種〔50人以上100人未満〕

職 種	区 分	平均 年齢	平 均 給 与 額			備 考
			きまって支 給する給与	所定内給与	時間外手当	
		歳	円	円	円	
支 店 長		—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（4級）
事 務 部 長		51.2	662,190	654,629	7,561	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
事 務 部 次 長		51.6	595,686	589,120	6,566	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
事 務 課 長		47.4	481,889	464,453	17,436	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
事 務 課 長 代 理		45.9	454,773	428,351	26,422	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
事 務 係 長		42.2	395,233	347,474	47,759	係の長及び係長級専門職（2級）
事 務 主 任		44.2	342,775	311,423	31,352	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
事 務 係 員		36.8	318,320	279,125	39,195	（1級）
工 場 長		—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（4級）
技 術 部 長		52.3	672,090	665,110	6,980	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（4級）
技 術 部 次 長		49.2	564,815	529,370	35,445	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）（4級）
技 術 課 長		48.5	549,842	519,526	30,316	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職（3級）
技 術 課 長 代 理		47.6	416,557	405,211	11,346	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に 係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する 者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門 職、中間職（課長－係長間）（3級）
技 術 係 長		46.3	453,949	396,711	57,238	係の長及び係長級専門職（2級）
技 術 主 任		44.1	396,706	329,073	67,633	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所にお ける主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等 のいない事業所において職能資格等が同等と認められる主任、 中間職（係長－係員間）（1級、一部は2級）
技 術 係 員		34.0	320,575	274,794	45,781	（1級）

3 給与水準関係資料

第 18 表 東京都と全国の給与水準比較

その 1 職員と国家公務員の給与水準

区 分	指 数	
	国 家 公 務 員	職 員
令 和 3 年 4 月	100.0	100.8

(注) 「令和3年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。

その 2 民間賃金の地域差

区 分	指 数	
	全 国	東 京 都
令 和 3 年 6 月	100.0	117.7

(注) 「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)に基づき、本委員会が算出したものである(所定内給与、全産業男性)。

4 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法

「全国家計構造調査」（総務省）、「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）及び「東京都生計分析調査報告」（東京都総務局統計部）等に基づき、令和4年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算出しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「東京都生計分析調査報告」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費 I	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費 II	……………	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費

1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した全国の標準生計費に、都内の消費実態を加味して算出した。

2人～5人世帯については、「東京都生計分析調査報告」における令和4年4月の勤労者世帯の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 33,400	円 42,330	円 54,220	円 66,100	円 77,980
住居関係費	63,020	111,780	89,190	66,610	44,030
被服・履物費	6,590	4,550	7,120	9,690	12,260
雑費 I	25,160	41,360	59,470	77,580	95,670
雑費 II	8,010	14,810	17,600	20,390	23,180
合計	136,180	214,830	227,600	240,370	253,120

5 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標

項目 年月	民間給与の推移（東京都）						(4) 常用雇用 指数 (東京都)
	(1) きまって支給する 給与		(2) 所定内 給与		(3) 総実労働時間数		前年比・ 前年同月比
	円	前年比・ 前年同月比	円	前年比・ 前年同月比	時間	うち所定外 労働時間数	
令和	円	%	円	%	時間	時間	%
2年	358,390	△ 0.8	333,481	△ 0.3	139.7	11.9	0.2
3年	363,963	1.5	337,274	1.2	143.5	13.0	△ 0.7
3年1月	359,047	0.6	333,397	0.8	135.1	12.1	△ 1.6
2月	356,833	△ 0.3	331,711	0.1	133.4	12.3	△ 1.3
3月	364,521	1.6	338,205	1.8	146.5	13.7	△ 1.5
4月	370,816	2.3	342,430	1.5	152.8	13.8	△ 0.9
5月	362,541	3.1	336,411	1.7	137.6	12.6	0.3
6月	361,388	1.7	335,760	0.6	148.6	12.8	△ 0.1
7月	366,592	2.3	339,664	2.0	148.8	13.2	△ 0.7
8月	361,999	1.5	335,669	1.4	138.2	12.1	△ 0.7
9月	363,563	0.8	337,623	0.3	141.7	12.7	△ 0.5
10月	370,569	2.6	343,013	2.3	147.1	13.3	△ 0.2
11月	364,488	1.0	336,363	0.7	146.8	13.6	△ 0.6
12月	365,199	1.2	337,033	0.7	145.0	13.5	△ 0.4
4年1月	366,828	2.2	339,875	1.9	137.6	13.0	0.2
2月	366,498	2.8	340,149	2.5	136.3	13.3	0.0
3月	375,826	3.1	347,371	2.8	146.3	14.6	0.2
4月	381,973	3.0	351,066	2.5	150.6	14.6	0.2
5月	373,392	3.0	345,016	2.6	140.2	13.2	0.0
6月	373,586	3.3	346,022	3.1	151.6	13.8	0.2
資料出所	東京都総務局 「毎月勤労統計調査地方調査結果月報」						

(注) 1 (1)～(4)は、事業所規模30人以上の常用労働者（調査産業計）の数値である。

2 (4)、(7)及び(8)は令和2年を100とした指数を基礎（ただし、(8)の令和2年については平成27年を100とした指数を基礎）としている。

(5) 有効求人 倍 率 (東京都)	(6) 完全失業率 (東京都)	物価の推移		(9) 消 費 支 出 [勤労者世帯] (東京都区部)	項 目	
		(7)消 費 者 物価指数 [総 合] 〔 東京都 区 部 〕	(8)国内企業 物価指数 (全 国)			前 年 比・ 前年同月比
原 数 値・ 季節調整値	原数値	前 年 比・ 前年同月比	前 年 比・ 前年同月比	円	%	令和
倍	%	%	%			
1.45	3.1	0.1	△ 1.2	347,869	△ 7.2	2年
1.19	3.0	△ 0.2	4.5	359,882	3.5	3年
1.18	2.7	△ 0.5	△ 1.8	338,613	△ 1.9	3年1月
1.17		△ 0.3	△ 0.9	333,075	△ 1.9	2月
1.17		△ 0.4	1.0	422,900	29.8	3月
1.16	3.8	△ 1.2	3.5	434,773	34.1	4月
1.16		△ 0.9	4.8	380,251	25.7	5月
1.17		△ 0.5	4.9	300,846	△ 6.6	6月
1.20		△ 0.4	5.6	339,435	1.6	7月
1.19		△ 0.4	5.6	323,704	△ 7.0	8月
1.20	2.4	0.3	6.2	336,376	△ 3.6	9月
1.21		0.1	8.0	361,698	△10.8	10月
1.22		0.5	8.9	340,015	△ 9.7	11月
1.23	2.8	0.8	8.6	406,893	1.3	12月
1.26		0.6	9.0	364,079	7.5	4年1月
1.28		1.0	9.4	287,780	△13.6	2月
1.34		1.3	9.3	348,959	△17.5	3月
1.39		2.4	9.9	376,903	△13.3	4月
1.44	2.8	2.4	9.3	315,880	△16.9	5月
1.44		2.3	9.2	298,750	△ 0.7	6月
東京労働局 「職業安定 業務統計」	東京都総務局 「東京の 労働力」	総 務 省 「消費者物価 指数月報」	日本銀行 「企業物価 指数」	総 務 省 「家計調査報告」		資料出所